

## <休眠預金等活用法に係る預金・積金共通規定>

### 1. 休眠預金等活用規定

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく。

### 2. 休眠預金等の移管

お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきます。なお、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様本人（本人死亡の場合は相続人）の申出により払戻しをさせていただきます。

### 3. 休眠預金等代替金に関する取扱

(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）

③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4)当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

## <休眠預金等の定義および用語の説明>

### 1. 休眠預金等

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

### 2. 最終異動日等

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

(1)異動が最後にあった日

(2)将来において債権の行使が期待される事由のある預金等については、債権の行使が期待される日

①預入期間等期間の定めがあること（当該期間の末日）

②自動継続扱いの預金等について前1号の預入期間等経過後に、異動事由もしくは通知の到達があったこと（異動日もしくは通知発送日の属する期間の末日）

③強制執行、仮差押え等の対象となったこと（当該手続が終了した日）

(3)通知を発送した日（到達した場合に限る。通知発送後1ヵ月返送がなければ到達したとみなす。）

(4)預金等に該当することとなった日

### 3. 異動

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1)法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2)休眠預金等活用法第2条第4項第2号に基づき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由  
預金種類ごとの認可事由は以下のとおりです。

普通預金（無利息型普通預金を含む）……下記①～③に掲げる事由

納税準備預金……下記①～③に掲げる事由

貯蓄預金……下記①～③に掲げる事由

通知預金……下記①～③に掲げる事由

総合口座取引（無利息型普通預金を含む）……下記①～③に掲げる事由

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 自由金利型定期預金（M型）     | ………下記①、③に掲げる事由 |
| 自動継続自由金利型定期預金（M型） | ………下記①、③に掲げる事由 |
| 自由金利型定期預金         | ………下記①、③に掲げる事由 |
| 自動継続自由金利型定期預金     | ………下記①、③に掲げる事由 |
| 期日指定定期預金          | ………下記①、③に掲げる事由 |
| 自動継続期日指定定期預金      | ………下記①、③に掲げる事由 |
| 変動金利定期預金          | ………下記①、③に掲げる事由 |
| 自動継続変動金利定期預金      | ………下記①、③に掲げる事由 |
| 定期積金              | ………下記①、③に掲げる事由 |

①預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除く）もしくは繰越。

②預金者等の申出によるキャッシュカードの再発行

③契約内容の変更。

#### 4.（規定の変更）

(1)この預金の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※「休眠預金等活用法」に係る取扱いの詳細については、当金庫ホームページ上に記載させていただいておりますので、ご不明な点につきましては、当金庫ホームページ若しくは最寄りの店舗窓口にて確認ください。

（改定：令和2年4月1日）